

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

## 香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第11条及び香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、公安委員会等に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公安委員会等 香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、香川県警察本部長若しくは警察署長又はこれらの機関の事務を処理する情報通信技術利用条例第2条第3号イに掲げる者をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、ア又はイに掲げるものと同等の機能を有するものとして、公安委員会等が定めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第3項において同じ。）を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であって公安委員会等の定めるものを講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び公安委員会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 国家公安委員会の所管する法令（法律又は政令を除く。）又は他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべ

きこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- (1) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号アに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの
- (2) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの
- (3) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号ウに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの
- (4) 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を公安委員会等に依頼する場合 当該登記情報に係る登記事項証明書
- (5) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により、当該申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く場合 当該財務諸表等
- (6) その他公安委員会が定める場合 公安委員会が定める書面等  
（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 公安委員会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項並びに第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができる。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、公安委員会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 公安委員会等は、前2項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、公安委員会等は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。
- 5 公安委員会等は、第3項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から24時間以内に記録しないときその他公安委員会等が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 公安委員会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第6条 公安委員会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第3条第2項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。

2 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において公安委員会の指定する情報処理システムを使用して行うこととする。

3 施行規則第11条第2項の規定により公安委員会が定める情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置及び情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は公安委員会の指定する情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～98 略					1～98 略				
99 香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）	略				99 香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）	略			
<u>100 香川県公安委員会等に係る行政手続等にお</u>	<u>第2条第2項第3号ウ</u>	<u>電子証明書に関する定め</u>		<u>○</u>					

ける情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年香川県公安委員会規則第6号）	第3条第1項及び第3項	電子情報処理組織による申請等に関する定め		○
	第3条第2項	電子計算機の指定		○
	第3条第2項	申請等を行った者を確認するための措置に関する定め		○
	第3条第2項、第4条第4項及び第7条第1項から第3項まで	情報処理システムの指定		○
	第3条第5項第6号	提出を省略させることができる書面等に関する定め		○
	第4条第5項	書面等により処分通知等を行う必要がある場合の認定		○
	第8条	公安委員会等に係る手続等を情報通信の技術を利用する方法により行うことに関する必要な事項の定め	○	
101 香川県公安委員会行政処分公表規程（平成25年香川県公安委員会告示第2号）	略			
102 略				
備考 略				

100 香川県公安委員会行政処分公表規程（平成25年香川県公安委員会告示第2号）	略			
101 略				
備考 略				